

# 山口県報

令和4年  
10月11日  
(火曜日)

## 目 次

○条例	
職員の高齢者部分休業に関する条例	一
障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例	四
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	一二
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	四六
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	四六
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	四九
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	五〇
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例	五一
山口県営住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	五二

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

### 山口県条例第三十号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の三第一項並びに同条第二項において準用する同法第二十条六条の二第三項及び第四項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)を含む。以下同じ。)の高齢者部分休業について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 任命権者(県費負担教職員にあつては、市町教育委員会。以下同じ。)は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと

山口県知事 村 岡 嗣 政

認めるときは、当該職員が年齢六十年（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第三条ただし書に規定する職員にあつては、六十五年）に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（同条例第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

（高齢者部分休業をしている職員の給与）

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しないときは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第十三条（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）第二条の学校職員にあつては、学校職員給与条例第十九条）の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、これに対する地域手当、特勤勤務手当及びへき地手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当の月額並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間数に五十二を乗じて得た時間数から人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額を減額した給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員給与条例第十一条第二項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間勤務職員」とあるのは、「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。

3 高齢者部分休業をしている職員に対する学校職員給与条例第十三条第二項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間勤務学校職員」とあるのは、「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。

（退職手当の取扱い）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 高齢者部分休業の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、高齢者部分休業をしなかつ

たと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であつて、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、延長後の休業時間が一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

(その他)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の上欄に掲げる職員に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員が年齢六十年（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第三条ただし書に規定する職員にあつては、六十五年）に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」とあるのは、同表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>令和四年度に年齢五十九年又は五十八年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員（以下「第三条ただし書職員」という。））にあっては、六十四年又は六十三年）に達する職員</p>	<p>令和五年四月一日</p>
---	-----------------

令和五年度に年齢五十八年（第三条ただし書職員にあっては、六十三年）に達する職員	令和六年四月一日
令和七年度に年齢五十九年（第三条ただし書職員にあっては、六十四年）に達する職員	令和八年四月一日

（義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正）

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

五 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号）

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十一号

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 障害を理由とする差別の禁止（第七条・第八条）

第三章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第九条―第十六条）

第四章 共生社会の実現に向けた施策の推進等（第十七条―第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条・第二十五条）

第六章 罰則（第二十六条）

## 附則

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いである。

平成二十六年に我が国が批准した障害者の権利に関する条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。私たちは、この条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が受ける差別や制限が、個人の心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されるものであることへの理解を深め、障害のある人が障害の有無にかかわらず分け隔てなく受け入れられるインクルーシブの考え方に基づく取組を推進していく必要がある。

しかしながら、今なお障害のある人は、日常生活や社会生活において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けたり、社会における障壁を取り除くための必要な配慮を受けることができず、暮らしにくさを感じている状況がある。

また、障害のある人の中には、外見からは分かりにくい障害のために周囲の人の理解が得られず苦しんでいる人や、障害者手帳等の交付には至らないものの、困難な暮らしを余儀なくされている人も少なくない。

このため、本県では、誰もが多様な障害の特性を理解し、ちよつとした手助けや配慮を実践するあいサポート運動を県民運動として積極的に展開するなど、障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくるための取組を行ってきた。

こうした中、令和三年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるなどの改正が行われ、障害を理由とする差別を解消するための一層の取組が求められることとなった。また、同年に東京パラリンピック競技大会が開催されたところであり、この大会を契機として生まれた障害や障害のある人に対する関心、共生の意識の高まりを持続させていく必要がある。

このような状況を踏まえ、私たち一人一人が、障害や障害のある人について理解を深めることで誤解や偏見をなくし、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害のある人となない人が支え合いながら共に暮らすことのできる県づくりをこれまで以上に推進していかなければならない。

ここに私たちは、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、県、市町、事業者及び県民が一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 事業者 県内で商業その他の事業を行う者（国、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第五号に規定する独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、県、市町、事業者及び県民が一体となつて行われなければならない。

- 一 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 二 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
- 三 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、全ての県民が、障害及び障害者について理解を深める必要があること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由

とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  
(市町等との連携)

第五条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、事業者及び県民との連携に努めるものとする。  
(事業者及び県民の責務)

第六条 事業者及び県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 障害を理由とする差別の禁止  
(不当な差別的取扱いの禁止)

第七条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県及び事業者は、障害者に対して障害を理由として障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることにつき不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があるときは、当該障害者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(合理的配慮)

第八条 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。

2 県及び事業者は、前項の意思の表明があった場合において、社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であるため合理的配慮をすることができないときは、当該障害者に対し、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

第三章 障害を理由とする差別を解消するための体制

(相談に関する業務)

第九条 県は、障害を理由とする差別に関する相談(以下「相談」という。)に的確に応じ、相談に係る事案の解決を図ることができるよう、次に掲げる業務を行う。

一 市町が応ずる相談に係る事案の解決を支援するため、市町に対し、必要な助言及び情報の提供を行うこと。

二 市町が解決することが困難な事案に係る相談に応じ、市町と連携して、関係者に対する必要な助言及び情報の提供並びに関係者間の連絡調整を行うこと。

三 関係行政機関への通知その他相談の処理のために必要な事務を行うこと。  
(あつせんの求め)

第十条 障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、事業者が当該障害者に対して第七条第一項の規定に違反して不当な差別的取扱いをし、又は第八条第一項の規定に違反して合理的配慮をしなかったと認める場合は、当該事案の解決を図るため、知事に対し、山口県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）によるあつせんを求め、めることができる。ただし、障害者の保護者は、当該障害者の意に反して当該あつせんを求めることができない。

2 前項の規定によるあつせんの求め（以下「あつせんの求め」という。）は、前条第二号の規定による県への相談を経た後でなければ、することができない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あつせんの求めをすることができない。

一 当該事案が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の規定に基づき解決を図ることができるものであると  
き。

二 過去に当該事案につきあつせんの求めがなされたことがあるとき。

(事案の調査)

第十一条 知事は、あつせんの求めがあったときは、当該あつせんの求めに係る事案（以下「事案」という。）について事実の調査を行うものとする。

2 当事者（あつせんの求めをした者及びその相手方である事業者をいう。以下同じ。）は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

(あつせんへの付託)

第十二条 知事は、前条第一項の調査を行ったときは、次条第一項各号のいずれかに該当することが明らかでない場合を除き、当該事案を委員会によるあつせんに付するものとする。

(あつせん)



第十三条 委員会は、前条の規定により事案があつせんに付されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あつせんを行うものとする。

- 一 事案が解決したときその他あつせんの必要がないとき。
- 二 事案について国又は他の地方公共団体が現に解決を図っているときその他あつせんを行うことが適当でないとき。
- 三 委員会は、あつせんのため必要があると認めるときは、当事者その他関係者に対して説明又は資料の提出を求めることができる。
- 四 委員会は、当事者から意見を聴取し、事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示するものとする。ただし、事業者が第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反したと認められない場合には、当事者に対し、その旨を通知するものとする。
- 五 あつせんは、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了する。
  - 一 あつせんにより事案が解決したとき。
  - 二 あつせんによる事案の解決の見込みがなくなったとき。
  - 三 委員会が前項ただし書の規定による通知をしたとき。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、あつせんを行うことが適当でなくなったとき。
- 五 委員会は、第一項各号に掲げる場合に該当してあつせんを行わないとき又は前項の規定によりあつせんが終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第十四条 委員会は、あつせん案を提示した場合において、第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反したと認められる事業者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わないときは、知事に対し、当該事業者に対して障害を理由とする差別の解消のために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置をとることを勧告するものとする。

(公表)

第十五条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）第三章第三節の規定の例による。  
（山口県障害者差別解消調整委員会）

第十六条 事案についてあつせんを行わせるため、委員会を置く。

2 委員会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 障害者

三 障害者の福祉に関する事業に従事する者

四 事業者

五 関係行政機関の職員

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

##### （普及啓発）

第十七条 県は、障害及び障害者に対する県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害者に関する正しい知識の普及及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

##### （幼児期からの理解の促進）

第十八条 県は、子どもが、社会性を身に付けながら成長する過程において、偏見を持つことなく障害者に接する心を育むことができるよう、障害者と交流する機会の充実その他子どもが幼児期から障害についての理解と認識を深めるための施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育において、障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒との交流及び共同学習を進めることによって、その相互理解を促進するものとする。

##### （文化芸術活動等への参加の機会の充実等）

第十九条 県は、障害者が、文化芸術活動、スポーツその他の活動に参加することにより、生活を豊かにし、自己実現を図ることができるよう、これらの活動に参加する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化芸術活動、スポーツその他の活動を通じた障害者と障害者でない者との交流を進めることにより、その相互理解を促進するものとする。

(情報の取得等に関する施策の推進)

第二十条 県は、障害者が、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話、要約筆記、点字、拡大文字、読み上げ、触手話、分かりやすい表現その他の障害の特性に応じた意思疎通の方法の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民全体での取組の推進)

第二十一条 県は、県民が多様な障害の特性を理解し、障害の特性に応じた必要な配慮を実践する運動を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

(県民等の活動の促進)

第二十二条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う障害及び障害者についての理解を深めるための活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十三条 県は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、専門的な知識及び技能を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

## 第五章 雑則

(財政上の措置)

第二十四条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策その他の共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十六条 第十六条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条（事業者に係る部分に限る。）、第十条から第十六条まで及び第二十六条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条）

第五章 職員以外の者に対する規定の適用（第十三条・第十四条）

第六章 雑則（第十五条）

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第二項」に、「」及び」を「」、特定地方警務官（警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（」に、「に勤務する」を「をいう。以下同じ。）に勤務する」に改め、同条の次に次の章名を付する。

## 第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に、「六十五年」を「七十年」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第四条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めてい

る管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第六条中「及び第三条本文」を、「第三条本文、第八条及び第十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条中「人事委員会規則」とあるのは、「特定地方独立行政法人の規程」とする。

第六条を第十四条とし、第五条の次に次の二章並びに章名及び一条を加える。

### 第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第三条各号に掲げる施設等において医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第八条の二第一項、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)第十条の二第一項及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号。以下「企業職員給与条例」という。)第四条に規定する職

二 前号に掲げる職のほか、職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が六級であるもの(以下「行六級職員」という。)及び同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものをもって充てることが相当な職として人事委員会が指定する職

三 第一号に掲げる職のほか、学校職員給与条例第五条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が六級であるもの及び同項第二号から第四号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものをもって充てることが相当な職として人事委員会が指定する職

四 第一号に掲げる職のほか、企業職員給与条例の適用を受ける職員が占める職のうち、行六級職員に相当する職員をもって充てることが相当な職として山口県公営企業管理者が指定する職

五 特定地方独立行政法人職員が占める職のうち、第一号に掲げる職に相当する職及び行六級職員に相当する特定地方独立行政法人職員を

もって充てることが相当な職として特定地方独立行政法人が定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならぬ。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。 )及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。  
(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たないため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合に、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降



任等をするものとする。

#### 第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第五章 職員以外の者に対する規定の適用

(特定地方警務官に対する規定の適用)

第十三条 第八条の規定中職員に関する規定は、特定地方警務官に関する規定として特定地方警務官に適用があるものとする。この場合において、同条中「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）」（以下この条において「降任等」という。）」とあり、及び「降任等」とあるのは「特定任命」とする。  
本則に次の一章を加える。

#### 第六章 雑則

第十五条 この条例の施行について必要な事項は、職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については特定地方独立行政法人の規程で定める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応

じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間とし、末日経過職員にあっては当該末日経過職員の異動等の日の属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)とする。)において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。  
附則第三項の次に次の二項を加える。

(特定地方警務官に対する規定の適用)

4 前項の規定中職員に関する規定は、特定地方警務官に関する規定として特定地方警務官に適用があるものとする。この場合において、同項中「任命権者」とあるのは、「警察本部長」とする。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

5 附則第三項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。

附則別表を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二を削り、第五条の三を第五条の二とする。

第十一条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額(以下)」の下に「この号において」を、「得た額(以下)」の下に「この号及び第三号において」を加え、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十四条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「同条」を「勤務時間条例第五条」に改め、「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十六条の五第二項中「第十六条の八」を「第十六条の八第二項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))」に改める。

第十六条の八第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条の十一第二項中「第九条」を「第五条第三項から第十一項まで、第九条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条第二項中「法第二十八条の四第一項に規定する」を削る。

第二十一条第二項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

附則に次の十一項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第六項及び第八項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定による給料月額その他必要な事項を同項の規定の適用を受ける職員に通知するものとする。

5 附則第三項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第三項の規定が適用されていた職員を除く。）

6 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額

との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 附則第七項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第七項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項及び第七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第六項若しくは第八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第六項若しくは第八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十六条の五第五項（第十六条の八第四項において準用する場合を含む。）及び第十六条の九第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第六項、第八項、第十項又は第十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

13 附則第三項から前項までの規定の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 188,400	円 216,000	円 256,100	円 275,600	円 290,800	円 316,300	円 358,100	円 391,300	円 442,600			

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 242,400	円 254,100	円 258,300	円 289,700	円 306,200	円 320,400	円 344,100	円 379,300	円 411,000			

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 221,100	円 251,200	円 280,700	円 321,600	円 350,500	円 397,200		

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 218,300	円 259,700	円 284,500	円 327,100	円 385,800	

別表第五のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
----	--------	--------	--------	--------

問勤務職員	円	円	円	円
	297,300	339,900	394,500	467,700

別表第五の口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,400	216,100	244,400	257,900	283,100	324,000	366,400	

別表第五のハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円
	236,000	256,300	263,600	273,800	290,200	327,400	372,000

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務学校職員」という。)の給料月額は、当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削り、第七条の三を第七条の二とする。

第十三条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「その者」を「当該学校職員」に改め、「相当する額（以下）の下に「この号において」を、「得た額（以下）の下に「この号及び第三号において」を加え、同項第三号中「その者」を「当該学校職員」に改める。

第十六条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「同項」を「勤務時間条例第三条第八項」に改め、「（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条第二項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「再任用学校職員」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）」に改める。

第十八条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第二項各号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十八条の五第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十条第二項中「法第二十八条の四第一項に規定する」を削る。

第二十条の二第二項中「第十一条」を「第七条第三項から第十一項まで、第十一条」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十三条第二項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

附則に次の九項を加える。

3 当分の間、学校職員の給料月額、当該学校職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第六項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定による給料月額その他必要な事項を同項の規定の適用を受ける学校職員に通知するものとする。

5 附則第三項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。



一 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤学校職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める学校職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第三項の規定が適用されていた学校職員を除く。）

6 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第八項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第六項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第六項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第六項又は前二項の規定による給料を支給される学校職員に対する第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号。以下「特別措置条例」という。）第三条第一項の規定の適用については、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と学校職員給与条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第三項から前項までの規定の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務学校職員	基準給料月額	188,400	216,000	256,100	275,600	290,800	316,300
	円	円	円	円	円	円	円

別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務学校職員	基準給料月額	221,100	251,200	280,700	321,600	350,500	397,200
	円	円	円	円	円	円	円

別表第三のイの表再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円

学 務 校 職 員	円 234,900	円 275,300	円 332,300	円 416,700
-----------------------	--------------	--------------	--------------	--------------

別表第三の口の表再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短 時 間 勤 務 学 校 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 226,000	円 272,100	円 325,600	円 406,700	

別表第四再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短 時 間 勤 務 学 校 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 189,400	円 216,100	円 244,400	円 257,900	円 283,100

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。」を削り、同条第二項中「含む。」の下に「第十条第二項において「勤務日数」という。」を、「十八日」の下に「(一月間の日数(山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第十六号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第五条の二第二項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二中「第五条の二第一項」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第二号ロ」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項（一）に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の

二第一号の項の中欄中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))」を加え、同項の下欄中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。))」を加える。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「額(以下)の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。))」を加える。

第八条の二第一項第一号中「十五年」を「二十年」に改める。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。))が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。))を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。))は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十三条第一項第一号及び同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「この条において同じ」を「この項から第六項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第二十三項までを削る。

附則第二十四項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十五項中「国家公務員等退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十六項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十七項を附則第五項とし、附則第二十八項を附則第六項とする。

附則第二十九項を削る。

附則第三十項中「第五条の三」を「第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項まで」に、「附則第三十項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十一項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項」を加え、同項を附則第八項とする。

附則第三十二項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第三十項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第三十三項を附則第十項とし、附則第三十四項を附則第十一項とし、附則第三十五項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第三十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の十項を加える。

- 15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。
- 16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十六項」とする。
- 17 前二項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第三条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 18 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）に達する日」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。
- 20 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「の属する年度の前年度の三月三十一日までに」とあるのは「までに」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定めら

れている者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、「百分の二」とあるのは「百分の三」とする。

職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者	六十歳
職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員	六十五歳

21 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用並びに第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

22 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四号第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、「百分の二」とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとと同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四号第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六号の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日にお



いて定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける職員が退職した場合において、第二条の四から第五条の三の二まで、第六条から第六条の五まで、附則第七項から第九項まで及び附則第十五項から前項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号）附則第五項から第八項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山口県条例第六十五号）附則第四項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第十八号）附則第二項、第六項及び第七項の規定により計算した退職手当の額が、その者が年齢六十年に達した日以後における最初の三月三十一日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び同日における給料月額を基礎として、これらの規定により計算した額よりも少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附則別表を削る。

（山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和三十七年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第二條第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二條第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三條」を「同条例第三條」に改める。

附則第七項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第六条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五條まで」の下に「又は附則第十五項若しくは第十六項」を加え、「新条例」を「同条例」に、「第五條の三」を「第五條の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項」に改める。

附則第六項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第五條の二」を「同条例第五條の二（同条例第五條の三の二）において読み替えて準用する場合を含む。」及び附則第十八項」に改める。

附則第七項中「新条例第五條」を「職員の退職手当に関する条例第五條又は附則第十六項」に改める。

附則第八項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項中「対する新条例」を「対する職員の退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第三十項」を「附則第七項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第三十項から第三十二項まで」を「附則第七項から第九項まで」に改める。

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を、「加算した額」の下に「。以下同じ。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第十条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十一条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第十六条の二第四項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員  
の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条」に改める。

第十七条第二項中「又は修学部分休業」を「修学部分休業の承認又は高齢者部分休業」に改める。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第十二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山口県条例第二号）の一部を次のように改正す  
る。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占め  
る職員

第十一条中「第二条及び」を「第二条（第二項第六号を除く。）及び」に、「第二十八条の三」を「第二十八条の七」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十四条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占め  
る職員

第十条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十七条の表第五条第十二項の項及び第十四条第四項の項を削る。

第十八条の表第七条第十二項の項及び第十六条第四項の項を削る。

第二十三条第一項中「第五条の二」を「第五条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務  
職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項

から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改め、同条第二項中「第七条の二」を「第七条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。  
附則に次の二項を加える。

(職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条  
例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とす  
る。

(学校職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時  
間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」と  
する。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第十五条 職員の再任用に関する条例(平成十三年山口県条例第三号)は、廃止する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十六条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項」を「職員の  
定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条」に、「を除く」を「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を

除く」に改め、同項第二号中「第二十八条の五第一項」を「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項」に改め、同項第五号中「(昭和五十九年山口県条例第一号)」を削り、同項に次の一号を加える。

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第十二条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法第二十六条の三第一項の規定による承認

第八条第四項中「第五条の二」を「第五条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十条」に改め、同条第五項中「第七条の二」を「第七条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十八条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。  
(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第十九条 職員の退職管理に関する条例(平成二十八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に改める。

(会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第二十条 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

(会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第二十一条 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年山口県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条中職員の退職手当に関する条例第二条第二項、第十条第二項、第四項及び第十一項並びに附則第三十六項の改正規定、第十一条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第七項の改正規定並びに附則第三十六項及び第三十八項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(職員の定年等に関する条例第一条に規定する職員をいう。以下同じ。)(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)(第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌

日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。

5 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新職員給与条例」という。）附則第三項から第十三項までの規定及び第三条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第三項から第十一項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この項から附則第十二項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務した後退職した者

- 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
- 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第十一項又は第十二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがある者
- 7 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - 一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者
  - 二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - 三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - 四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
  - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 8 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員（附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、附則第八項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければなら



ない。

11 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第六項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めていたものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第七項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第三十四項において同じ。）に達している者（新定年条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前二項の場合においては、附則第八項から第十項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職）

14 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

（令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢）

15 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職)

16 令和三年改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢)

17 令和三年改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職)

18 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第六項から第十三項までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第二十項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者)

19 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員)

20 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第十八項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(暫定再任用職員の給与)

- 21 附則第六項又は第七項の規定により採用された職員（学校職員（一般職に属する学校職員の給与に関する条例第二条に規定する学校職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「暫定再任用常勤職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用常勤職員が新定年条例第十二条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新職員給与条例第四条第一項各号に掲げる給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新職員給与条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の等級に応じた額とする。
- 22 暫定再任用職員（学校職員を除く。次項から附則第二十五項までにおいて同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員給与条例第十六条の五第三項の規定を適用する。
- 23 新職員給与条例第十六条の八第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 24 新職員給与条例第五条第三項から第十一項まで、第九条、第十条、第十条の三から第十条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 25 暫定再任用職員は、新職員給与条例第二十一条第二項に規定する職員の定年等に関する条例第十二条の規定により採用された者とみなして、同項の規定を適用する。
- 26 附則第六項又は第七項の規定により採用された学校職員（以下「暫定再任用常勤学校職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用常勤学校職員が新定年条例第十二条の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第五条第一項各号に掲げる給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新学校職員給与条例第七条第二項の規定により当該暫定再任用常勤学校職員の属する職務の等級に応じた額とする。
- 27 暫定再任用学校職員（附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして新学校職員給与条例第十八条第三項及び第十八条の五第二項の規定を適用する。
- 28 新学校職員給与条例第十八条の四第一項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる

- 学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された学校職員（次号において「暫定再任用学校職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。
- 29 新学校職員給与条例第七条第三項から第十一項まで、第十一條、第十二條、第十二條の三、第十二條の四、第十四條の二及び第十四條の三の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。
- 30 暫定再任用学校職員は、新学校職員給与条例第二十三条第二項に規定する職員の定年等に関する条例第十二條の規定により採用された者とみなして、同項の規定を適用する。
- 31 暫定再任用職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第五条の三、第六條、第七條の三及び第十六條の規定は、適用しない。
- （暫定再任用職員に対する職員の退職手当に関する条例の適用除外）
- 32 暫定再任用職員に対する第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第九項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。）」とする。
- （暫定再任用職員に対する公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の適用）
- 33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六條の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項第一号及び第十二條第一号の規定を適用する。
- （人事委員会規則への委任）
- 34 附則第六項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- （定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 35 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢

- を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第十二条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。（退職手当に関する経過措置）
- 36 新退職手当条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至つた者について適用する。
- 37 新退職手当条例第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- （令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）
- 38 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。
- （特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）
- 39 附則第六項（第二号を除く。）、第七項（第二号を除く。）、第八項から第二十項まで、第三十四項及び第三十五項並びに前項の規定は、特定地方独立行政法人職員（職員の定年等に関する条例第一条に規定する特定地方独立行政法人職員をいう。以下同じ。）に関する規定として、特定地方独立行政法人職員に適用する。この場合において、附則第六項中「人事委員会規則」とあるのは「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の規程」と、附則第七項、第十一項、第十二項、第三十四項（見出しを含む。）及び第三十五項中「人事委員会規則」とあるのは「特定地方独立行政法人の規程」とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第三十三号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成二十八年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に準じて行う保護に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

**山口県条例第三十四号**

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第三号中「養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「(当該非常勤職員が」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合に

あつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合  
第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に改め、「伴い、当該」の下に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項第一号の条例で定める期間）

第三条の二 法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出



産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。)とする。

第三十三条中「、第十一条、第十三条」を削り、「及び第二十七条」を「、第二十七条、第三十一条及び第三十二条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第二条中「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同条第四号イ(2)中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第二条の二及び第二条の三中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第二条の四中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会規則」と、同条第六号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第十二条中「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同条第一号中「人事委員会の」とあるのは「任命権者の」と、同号及び同条第二号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第十四条及び第十五条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 山口県条例第三十五号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県条例第三十六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

教育職員免許状の有効期間の更新	一件につき	三千三百円
教育職員免許状の有効期間の延長	一件につき	千七百円
更新講習修了確認の期限の延期	一件につき	三千三百円
免許状更新講習の免除	一件につき	千七百円
教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二十九条第三項第三号の確認	一件につき	三千三百円
教育職員の免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了確認又は更新講習修了確認の期限の通知書の再交付	一件につき	千百円

を

山口県知事 村岡嗣政

教育職員の免許状の有効期間の更新講習修了確認、更新講習修了確認の更新講習の免除又は教育公務員の特別法及び教育職員免状法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の附則第十一條の規定により改正前の教育職員免状法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律第九十八号）の附則第二條第三項第三号の通知書の再交付した旨の通知書の再交付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県条例第三十七号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表片添ヶ浜海浜公園の項を次のように改める。

一件につき

千百円

に改める。

山口県知事 村岡嗣政

片添ヶ浜海浜公園	オートキャンプ場	一月四日から十二月二十八日までの日	午前零時から午後十二時まで
----------	----------	-------------------	---------------

別表第二片添ヶ浜海浜公園の項テニス場に関する部分及び同項の備考を削る。

別表第三片添ヶ浜海浜公園の項テニス場に関する部分を削る。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

山口県営住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十八号

山口県営住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(山口県営住宅条例の一部改正)

第一条 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「その他婚姻の予約者」を、「婚姻の予約者及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

第九条第三項第七号イ中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同項に次の一号を加える。

九 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

第二十五条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

(山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「その他婚姻の予約者」を、「婚姻の予約者及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項

第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童」に改める。

第十条第一項第八号中「次条」を「第十三条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和四年十月十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県知事  
庁